

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No. 6

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 新日鐵住金株式会社
代表取締役社長 進藤 孝生

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

【報告義務発生日】 平成27年5月11日

【提出日】 平成27年5月18日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 共同保有者の減少(三菱マテリアル株式会社)
保有目的の変更
当該株券等に関する担保契約等重要な契約の終了
共同保有者の減少による株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社SUMCO
証券コード	3436
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	新日鐵住金株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和25年4月1日
代表者氏名	進藤 孝生
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	1.鉄鋼の製造・販売 2.産業機械・装置、鋼構造物、水道設備等の製造・販売 3.建設工事の請負及び建築物の設計・工事監理 4.化学製品、電子部品等の製造・販売 5.非鉄金属、セラミックス、炭素繊維等の製造・販売 6.コンピュータシステムの利用・開発に係るエンジニアリング・コンサルティング 7.貨物の運送及び倉庫事業 8.電気・ガス・熱等の供給事業 9.廃棄物処理・再生処理事業 10.不動産の売買・貸借・仲介 11.文化・福祉・スポーツ・研修施設等の運営 12.前各号に附帯する事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	関係会社部 上席主幹 吉川 秀孝
電話番号	03(6867)2634

(2)【保有目的】

安定株主として長期保有を目的とする政策投資

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	54,748,100		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 54,748,100	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		54,748,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年5月11日現在)	V	291,655,539
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		18.77
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		18.77

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成27年4月23日	株券(普通株式)	1,071,900	0.37	市場外	処分	1,807.4円
平成27年4月28日	株券(普通株式)	7,820,900	2.68	市場外	処分	1,807.4円

平成27年4月28日	株券（普通株式）	8,059,100	2.76	市場外	処分	1,807.4円
平成27年5月11日	株券（A種類株式）	150	0.00	市場外	処分	A種類株式の取得請求権の行使（1株当たり100,897,260.2円及びB種類株式1株）
平成27年5月11日	株券（B種類株式）	150	0.00	市場外	取得	A種類株式の取得請求権の行使
平成27年5月11日	株券（B種類株式）	150	0.00	市場外	処分	20,000,000円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 株主間契約

提出者は、平成24年3月8日付で、三菱マテリアル株式会社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合（以下、提出者、三菱マテリアル株式会社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合をそれぞれ「各引受人」という。）との間で締結した株主間契約（平成26年5月9日付株主間契約に係る変更契約を含み、以下、「本件株主間契約」という。）において、発行者の普通株式、A種種類株式（以下、「本A種株式」という。）及びB種種類株式（以下、「本B種株式」という。）について、（1）乃至（3）を含む内容の合意をしていたが、平成27年5月11日付で、各引受人が保有していた本A種株式、及び本A種株式に付された金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権の行使により交付を受けた本B種株式の全てにつき、発行者により取得された（以下、「本件取得」という。）ことから、本件株主間契約は終了した。ただし、（1）の内容の合意については、本件株主間契約の終了後も引き続き効力を有する。

（1）普通株式の譲渡制限

提出者及び三菱マテリアル株式会社は、原則として、一定の期間、相手方の同意なく、発行者の普通株式を取得等又は譲渡等しないこと等を合意している。また、提出者及び三菱マテリアル株式会社は、一定の条件のもと、相互に先買権を有する。

（2）本A種株式の譲渡制限

各引受人は、原則として、平成27年5月11日までの間、本A種株式の譲渡等を行うことができない。

（3）B種種類株主総会での議決権行使

各引受人は、原則として、会社法第322条第1項に基づきB種種類株主総会の決議を要する行為を発行者が行うことを承認してはならない。

2. 株式引受契約

提出者は、平成24年3月8日付で各引受人と株式会社SUMCO（以下、「発行者」という。）との間で締結した株式引受契約（平成26年5月9日付変更契約2を含み、以下、「本件引受契約」という。）において、発行者の普通株式、本A種株式及び本B種株式について、（1）乃至（4）を含む内容の合意をしていたが、本件取得により、本件引受契約は終了した。

（1）発行者の遵守事項

発行者は、各引受人に対し、発行者作成の平成24年2月2日付事業再生計画の達成に係る合理的な努力義務、定期的な一定の書類の提出義務、一定の重要事実の報告義務、株式等の発行や剰余金の配当等一定の重要行為に係る事前の協議義務、配当可能利益の確保に必要な措置に係る合理的な努力義務、等を負う。ただし、発行者はジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合に対して、及び記載の義務を負わないものとする。

（2）事業再生計画モニタリング会議の設置

発行者は、平成24年5月11日以降、取締役会の諮問機関として、発行者作成の平成24年2月2日付本事業再生計画の実行に直接に又は間接に関連する事項を幅広く検討する、事業再生計画モニタリング会議を設置し、一定期間内かつジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合が本A種株式を一定数以上保有する限り、同会議を維持する。ただし、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合は、事業再生計画モニタリング会議に参加することは出来ないものとする。

（3）取得請求権の行使制限

各引受人は、本A種株式又は本B種株式に係る取得請求権を行使しようとする場合、取得請求日の一定期間前までに、発行者及び他の各引受人に対して書面で通知し、他の各引受人は、当該取得請求日の一定期間前までに発行者及び他の各引受人に書面で通知することにより、同時に当該取得請求権を行使することができる。

なお、各引受人は、本A種株式及び本B種株式に係る取得請求権の行使により発行される発行者普通株式の累計数が64,285,713株を超える場合には、超える部分について当該取得請求権を行使することができない。

（4）取得条項の行使制限

発行者は、本B種株式を交付してから1年経過するまでの間、金銭を対価とする本B種株式に係る取得条項に基づき本B種株式を取得することはできない。

3. 種類株式の処理に関する覚書

提出者は、発行者、三菱マテリアル株式会社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合と平成27年3月3日付で締結した種類株式の処理に関する覚書（以下、「本覚書」という。）において、発行者の本A種株式及び本B種株式について、以下を含む内容の合意をしていたが、本件取得により、本覚書は終了した。

（1）本A種株式の取得

a）金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権の行使

各引受人は、平成27年5月11日に、各引受人それぞれが保有する本A種株式のうち50株の本A種株式について、金銭（1株につき1億円及び定款所定の経過A種配当金相当額）及び本B種株式（本A種株式1株につき、1株）を対価とする取得請求権を行使する（以下、「本行使」という。）。各引受人は、その保有する全ての本A種株式について、本A種株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

b）金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権の行使

各引受人は、発行者による本A種株式の取得を目的の1つとする発行者の普通株式に係る公募増資（以下、「本公募増資」という。）の払込みが完了することを条件として行われる発行者の資本金の額及び準備金の額の減少（以下、「本減資・減準備金」という。）の効力発生日、又は、平成27年5月11日のいずれか遅い日に、各引受人が保有する全ての本A種株式（本行使に係る本A種株式を除く。）について、本A種株式に付された金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権を行使する（以下、「本行使」という。）。各引受人は、その保有する全ての本A種株式について、本A種株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

c）前記a）及びb）の場合を除き、各引受人は、本A種株式に付された金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

d）前記a）及びb）の場合において、本A種株式に付された金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権の行使に係る本件引受契約上の制限は適用されないものとする。

（2）本B種株式の取得

a）発行者は、平成27年3月25日に開催される予定の発行者の定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）において発行者の自己株式（本B種株式）の取得に関する議案が適法に可決された場合、平成27年5月11日までに、以下の（ア）及び（イ）に掲げる内容による本B種株式の取得を行うために必要な全ての手続を行う。

（ア）発行者が、本B種株式150株を、平成27年5月11日に、総額30億円（一株あたり2,000万円）を対価として取得すること（以下、「本自己株式取得」という。）。

（イ）発行者が、本B種株式300株を、本行使がなされた日に、総額60億円（一株あたり2,000万円）を対価として取得すること（以下、「本自己株式取得」という。）。

b）本自己株式取得は、以下の事項が当該取得の時点において全て充足されていることを条件とする。

（ア）本株主総会において、平成27年4月14日を効力発生日とする発行者の90億円の資本準備金の額の減少（以下、「本減準備金」という。）に関する議案が適法に可決され、かつ、本減準備金の効力が発生していること。

（イ）各引受人による本行使が行われていること。

c）本自己株式取得は、以下の事項が当該取得の時点において全て充足されていることを条件とする。

（ア）本株主総会において、本減準備金に関する議案が適法に可決され、かつ、本減準備金の効力が発生していること。

（イ）各引受人による本行使が行われていること。

d）各引受人は、本B種株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

（3）本自己株式取得又は本自己株式取得が予定通りに完了しない場合の対応

本覚書締結後、各引受人による本行使が行われたにも拘わらず、当該各引受人について本自己株式取得が平成27年5月11日に完了しない場合、又は、各引受人による本行使が行われたにも拘わらず、当該各引受人について本自己株式取得が本行使の効力発生日に完了しない場合、若しくは本自己株式取得が平成28年3月10日までに完了しない場合（但し、本減資・減準備金の効力発生日が平成27年5月11日以前の場合には、本自己株式取得が平成27年5月11日までに完了しない場

合)、当該各引受人と他の本覚書の当事者との関係において、本覚書は、同日の経過をもって効力を失う。但し、発行者及び各引受人は、他の本覚書の当事者より種類株式の発行者による取得及び各引受人による取得請求権の行使の時期の調整を含む本覚書の変更に関する申し出があった場合には、かかる本覚書の変更について合意を形成するよう誠実に協議する。かかる協議に際し、発行者及び各引受人は、既存株主の希薄化に対する懸念に配慮する方針をもって協議を進めるものとする。

4. 自己株式取得契約

提出者は、本覚書に基づき、発行者と平成27年4月2日付で締結した自己株式取得契約書において、発行者の本B種株式について、以下を含む内容の合意をしており、平成27年5月11日にこれに従った本B種株式の譲渡が完了した。

(1) 本行使に係る本B種株式50株の自己株式取得

提出者は、平成27年4月2日付取得請求権行使請求書(その効力発生日は、平成27年5月11日)の提出により行われる本行使に基づき平成27年5月11日に取得する本B種株式50株について、本自己株式取得として、発行者に対し本B種株式50株を一株あたり20,000,000円を対価として平成27年5月11日に譲渡する。

(2) 本行使に係る本B種株式100株の自己株式取得

提出者は、平成27年4月2日付取得請求権行使請求書(その効力発生日は、本減資・減準備金の効力発生日又は平成27年5月11日のいずれか遅い日)の提出により行われる本行使に基づき本減資・減準備金の効力発生日又は平成27年5月11日のいずれか遅い日に取得する本B種株式100株について、本自己株式取得として、発行者に対し本B種株式100株を一株あたり20,000,000円を対価として本減資・減準備金の効力発生日又は平成27年5月11日のいずれか遅い日に譲渡する。

なお、上記1.乃至4.の契約及び覚書の履行及び終了により、提出者、三菱マテリアル株式会社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社との共同保有関係がなくなりました。

5. ロックアップレター

提出者は、S M B C日興証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc及びゴールドマン・サックス証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。)に対し、発行者の普通株式に関する(1)発行者普通株式の海外市場における募集及び海外市場における売出し(以下「海外募集等」と総称する。)、(2)発行者及びS M B C日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社の間で締結された平成27年4月20日付株式会社S U M C O新株式引受契約に基づき行われた国内募集(以下「国内募集」という。)、(3)発行会社普通株式の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。)、並びに(4)国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しと同時にS M B C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。また、以下、海外募集等、国内募集、オーバーアロットメントによる売出し及び引受人の買取引受けによる国内売出しを「グローバル・オファリング」と総称する。)に関連して、平成27年4月20日付ロックアップレター(ロックアップ期間:平成27年4月20日から平成28年4月26日)を提出しており、提出者は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターによる事前の書面による同意なしには、発行者普通株式又は発行者のその他の種類の株式の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し、下記記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う貸株及び株主グリーンシューオプション(S M B C日興証券株式会社に対して、1,310,100株を上限として同社が指定する数量の株式を平成27年5月20日行使期限として買取ることができる権利をいう。以下同じ。)の付与並びに発行者が平成27年3月3日で公表した資本増強・資本再構築プランに従い行われる本A種株式及び本B種株式の処理等を除く。)を行わない旨合意している。

6. 貸借取引に関する契約

提出者は、S M B C日興証券株式会社との間で、オーバーアロットメントによる売出しに関し、平成27年4月20日付発行者普通株式の貸借取引に関する契約(貸出株式数:2,620,200株、貸出期間:平成27年4月28日から平成27年5月27日)を締結しており、平成27年4月28日にその貸出しが行われた。また、同契約において、株主グリーンシューオプションを付与している。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	

上記(Y)の内訳	平成24年10月1日付吸収合併に伴う承継(54,748,100株)
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者/1】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	三菱マテリアル株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和25年4月1日
代表者氏名	竹内 章
代表者役職	取締役社長
事業内容	非鉄金属及び貴金属製品の製造、販売 セメントの製造、販売

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	総務部法務室長 松原 尚人
電話番号	03(5252)5203

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)	54,748,100		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	54,748,100	P
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		54,748,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年5月11日現在)	V	291,655,539
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		18.77
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		18.77

2【共同保有者 / 2】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	

勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成22年9月29日
代表者氏名	齋藤 進一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	取締役 小林 賢次郎
電話番号	03(6268)0330

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		0
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年5月11日現在)	V	291,655,539
---------------------------------	---	-------------

上記提出者の株券等保有割合(%) ($T / (U+V) \times 100$)	0
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) 新日鐵住金株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	54,748,100		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 54,748,100	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) ($O+P+Q-R-S$)	T		54,748,100
保有潜在株券等の数 ($A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年5月11日現在)	V	291,655,539
上記提出者の株券等保有割合(%) ($T / (U+V) \times 100$)		18.77
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		37.54

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
新日鐵住金株式会社	54,748,100	18.77
合計	54,748,100	18.77